第3回徳島市地域福祉計画策定市民会議におけるご意見への回答一覧

		ご意見等	回答
1	計画について		
1	第1章 計画策定の概要	2ページのイメージ図が読みにくい。	可能な限り解像度を改善します。
2		10ページ(3)「 障害があることにより」を「精神上の障害があることにより」に変更してはどうか。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。
3	第2章	10ページ(3)「財産管理や契約などの法律行為などに」を「財産管理や日常生活等 ある人を、社会全体で支え合うことは、高に」に変更してはどうか。	認知症・知的障害・精神障害等により財産管理や日常生活等に支障がある人を、社会全体で支え合うことは、高齢社会において喫緊の課題となっています。 成年後見制度は、これらの人を支える重要な手段であり、共生社会の実現に資するものですが、十分に利用されていないことから、成年後見
4	地域福祉を取り巻く環 境	10ページ(3)「・・支障がある人を社会全体で支え合うことは、高齢社会の喫緊の課題であり、共生社会の実現に資することです。成年後見制度は、これらの人を支える重要な手段ですが、未だ十分に利用されていないことから・・・」としてはどうか。	制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務などを明らかにし、基本方針その他の基本となる事項を定めることなどにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、成年後見制度利用促進法が平成28年5月に施行されました。
5	;	11ページのイメージ図が読みにくい。	ご意見を踏まえ、「重層的支援体制」についての説明文を追記します。

		ご意見等	回答
1 ;	計画について		
6	第3章 徳島市を取り巻く 現状と課題	19ページ(4)①3行目:「平成28年度」は「平成27年度」の間違いではないか。また、 「障害者手帳」と表記すると誤解を招くので、「これら手帳」としてはどうか。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 ●19ページ(4) 障害者の状況 ①障害者手帳所持者数の状況 徳島市の身体障害者手帳所持者数は、平成27年度以降減少しています。一方で、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加傾向にあります。また、これら手帳所持者数の人口に占める割合は、平成27年度の5.4%から令和元年度には5.7%と増加しています。
7		21ページ③平成28年度と令和2年度の比較を、平成28年度と令和元年度の比較と してはどうか。	第3章においては、本市の現状をお示ししていることから、直近年度と の比較としております。
8		50ページ 基本目標2 包括的な福祉サービス提供の仕組みづくり(3段落目1行目) 「成年後見制度は、認知症や精神上の障害により判断能力が不十分で権利擁護の 必要な人を、支援者(成年後見人等)を選任することにより、その人の意思や尊厳を 尊重し、法的に保護・支援する制度です。」としてはどうか。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 ●50ページ 基本目標2 包括的な福祉サービス提供の仕組みづくり(3) 段落目) 成年後見制度は、認知症・知的障害・精神障害等によって判断能力が
9	第4章 計画の基本的な考え方	50ページ 基本目標2 包括的な福祉サービス提供の仕組みづくり(3段落目3行目) 「認知症高齢者や高齢者や障害者の単独世帯、障害者の子と高齢の親等の世帯の 増加により」としてはどうか。	□ 不十分な人の支援者(成年後見人等)を選任することにより、その人の意思や尊厳を尊重し、法的に支援する制度です。認知症や単独世帯の高齢者等の増加により権利擁護支援の必要性が高まる中、成年後見制度の普及や利用促進を図ることは重要です。
10		50ページ 基本目標2 包括的な福祉サービス提供の仕組みづくり(3段落目4行目) 「成年後見制度の理解や利用の促進」としてはどうか。	権利擁護支援の中で、成年後見制度を広く行き渡らせる(普及)こと及び制度利用の促進を図ることが重要と考え、この表記としております。

		ご意見等	回答
1	計画について		
11		50ページ 基本目標2 包括的な福祉サービス提供の仕組みづくり(4段落目2行目) 「各種相談窓口等のネットワーク体制」を「相談・支援機関のネットワーク体制」として はどうか。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正をします。 ●50ページ 基本目標2 包括的な福祉サービス提供の仕組みづくり(4段落目) 地域で信頼され、かつ安心して利用され、地域全体で支え合う制度として適正に運用されるよう、制度の周知啓発の拡充や相談窓口の明確化、地域での見守りや相談・支援機関のネットワーク体制を構築し、権利擁護の必要な人の特性に応じた適切な支援体制づくりを推進します。
12	第4章 計画の基本的な考え方	53ページ「各福祉分野計画との連携」を「各福祉計画との連携」としてはどうか。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 ●53ページ 4 他の関連計画との連携 本計画では、地域でともに支え合い協働して取り組む「地域共生社会」の実現と、地域福祉のより一層の充実を図るため、他の関連計画で掲げている基本理念や重点目標等の達成に向けて、連携して推進していきます。
13		「自助・互助・共助・公助」の定義について 54ページで定義しているが、44ページに「自助・互助・共助・公助」が出てくるので、 これより先に定義するべきでは。	ご意見を踏まえ、第1章8ページで「自助・互助・共助・公助」について定義します。

		ご意見等	回答
1	計画について		
14		各基本施策の【期待する役割】において、市民のみ「~しましょう。」という表記になっている。市民の参画が唱えられているので、「~します。」といった表記がよいのではないか。 また、地域の役割についても、「~しましょう。」が散見される。	地域福祉における市民及び地域の参画を推進する市の計画であること から、この表記としております。
15	第5章 施策の展開	60ページ【期待する役割】市(3行目) ◇成年後見人等を確保・育成するため、継続的な活動支援体制を整備します。 としてはどうか。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 ●60ページ【期待する役割】市(3行目) ◇成年後見人等を確保・育成するため、継続的な活動支援体制を整備します。
16		60ページ【期待する役割】市(9行目) ◇市長申立の推進や成年後見制度利用支援事業の拡充(または充実)に努めます。 としてはどうか。	成年後見制度利用支援事業の推進を図る中で、権利擁護支援の充実 を図ってまいります。
17		71ページ【期待する役割】 「当事者団体」を何の断りもなく省くのは、後退であっておかしい。	基本施策(16)における取組(事業)の活動支援の対象は、町内会・婦人会・PTA・企業等地域における全ての団体であり、「各種団体」に含まれております。 また、計画策定の庁内組織である徳島市地域福祉推進連絡会においても、計画案の審議を行っております。

で意見等	回答
1 計画について	
	いただいたご意見については、今後の参考とするため担当課に情報共有させていただきます。